

パブリック・コメントの結果 (住民意見募集)

「町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」の制定と「国民健康保険税条例の一部改正」についてご意見を募集した結果を次のとおり公表します。

○意見の応募期間 平成25年10月3日(木)～10月30日(水)

○意見公募のテーマ

「町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(案)」について

①手段別意見応募件数

応募方法	郵便	ファックス	電子メール	直接持参	合計
意見数	2	3	8	3	16
応募者数	(1)	(1)	(2)	(1)	(5)

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した(一部のみ反映したものを含む)	4	・制限を行う事業等に住民の生活に直結するものがあるので反対です。 ・制限措置の事業が不適切です。
既に盛り込み済み	2	・災害や病気や失業に対する指導や助言をすべき。 ・払いたいけど払えない方への対応が不十分。
今後の検討課題	1	・滞納が減るという効果は薄いので懲罰的な条例は反対です。
対応困難	3	・憲法25条に違反している。
その他(例：施策の体系外の意見等)	6	・滞納世帯と行政側の実態を町民に知らせ、意見を募集すべき。 ・納税は義務であるが権利でもある。 ・ネガティブな条例は不名誉です。

○意見公募のテーマ

「国民健康保険税条例の一部改正(案)」について

①手段別意見応募件数

応募方法	郵便	ファックス	電子メール	直接持参	合計
意見数	1	2	3	1	7
応募者数	(1)	(1)	(2)	(1)	(5)

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
既に盛り込み済み	6	・納付回数が4回から8回に増えることで1回の納付額が減り、負担が少なくなるので賛成です。 ・分割納付をしている人にとって督促状を受け取って嫌な思いが解消されるので賛成です。
その他(例：施策の体系外の意見等)	6	・保険料について国の負担を増やしてもらい取り組みをしてほしい。

税務課 ☎0859-54-5208

償却資産申告書の提出は

1月31日(金)まで

申告対象となる

償却資産(例)

〔飲食店〕

・厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

〔小売店〕

・商品陳列ケースなど

〔理容業・美容業〕

・理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

〔農業〕

・乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎など

◆提出期限

平成26年1月31日(金)

◆提出先 税務課、各支所総合窓口課

◆問い合わせ先 税務課

☎0859-54-5208

※申告書は税務課及び各支所総合窓口課にあります。

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの
その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

これまでに申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので手続きをしてください。

※申告書は税務課及び各支所総合窓口課にあります。